

第 9 5 号議案

足立区応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例

足立区応急小口資金貸付条例（昭和 4 8 年足立区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 2 号を加える。

- （ 8 ） 貸し付けを受ける者及び同居している親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- （ 9 ） 貸し付けを受ける者及び同居している親族が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 7 号）に基づく処分の対象となつている団体の構成員でないこと。

第 2 条第 2 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 1 2 条に次の 2 号を加える。

- （ 6 ） 暴力団員でないこと。
- （ 7 ） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となつている団体の構成員でないこと。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（ 提案理由 ）

応急小口資金の貸付資格等を改める必要があるので、この条例案を提出いたします。